

## 第2章

## 第2次食育推進基本計画の概要

## 第1節

## 第2次食育推進基本計画策定の経緯

## 1 食育推進施策の基本的枠組

食育推進基本計画は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育基本法に基づき、内閣府に設置された食育推進会議（会長：内閣総理大臣）において作成されると定められている。

食育推進会議では、平成18年3月に策定された食育推進基本計画（以下、「第1次基本計画」という。）において対象とした平成18年度から平成22年度までの食育の推進の成果と課題を踏まえ、平成23年3月に、第2次食育推進基本計画（以下、「第2次基本計画」という。）が策定された。

第2次基本計画の策定に当たっては、平成22年4月から平成22年12月までの3回にわたり、食育推進会議に設置された食育推進評価専門委員会において計画の内容について審議し、計画の骨子案を取りまとめた。その後、平成23年2月の食育推進会議において第2次基本計画の骨子案が決定された。平成23年2月には、骨子案について、インターネット等により国民から意見の募集を行った。その後、食育推進評価専門委員会での議論を経て、平成23年3月の食育推進会議において第2次基本計画が決定された。

（130頁～143頁「参考4」参照）。

## 第2節

## 第2次食育推進基本計画の構成と概要

第2次基本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を対象とする計画として作成された。

本計画は、「「周知」から「実践」へ」を概念に、①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進、の3点を重点課題として掲げている。

その内容は、「はじめに」、「基本的な方針」、「目標」、「食育の総合的な促進」、「必要な事項」の各事項から構成されている。

## （はじめに）

「はじめに」においては、「食をめぐる現状」と「これまでの取組と今後の展開」について基本的な認識が示されている。

「食をめぐる現状」としては、近年、健全な食生活が失われつつあるため、地域や社会をあげた子どもの食育を始め、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要である、との認識が示されている。

また、「これまでの取組と今後の展開」として、第1次基本計画に基づき、多様な主体

と食育を推進した結果、すべての都道府県における食育推進計画の作成・実施、食育の推進に関わるボランティアの数の増加、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加、さらに、家庭、学校、保育所等における食育の推進等、一定の成果をあげつつある。しかし、その一方で、生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食や家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をする「孤食」が依然として見受けられること、高齢者の栄養不足等、食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増している。

こうした食育の推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、新たに、平成23年度から27年度までの5年間の期間とする第2次基本計画を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

### （基本的な方針）

食育の推進に関する施策についての基本的な方針として、今回新たに設けられた三つの重点課題と、第1次基本計画の内容を踏襲した七つの基本的な取組方針が掲げられている。

重点課題は、以下の三つである。

#### ①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進

国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進するため、子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージに応じた間断ない食育を推進し、「生涯食育社会」の構築を目指す。

#### ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進

生活習慣病が死因の約6割を占め、その予防及び改善が国民的課題であることを踏ま

え、生活習慣病の予防及び改善につながる食育について、国はもとより、地方公共団体、関係機関・団体が連携して推進する。

#### ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点であり、子どもへの食育を推進していく大切な時間と場であると考えられることから、家族との共食を可能な限り推進する（「共食」については、49頁「コラム」参照）。

また、基本的な取組方針は、以下の七つである。

#### ①国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活等に必要な知識等が年齢や健康状態等により異なることに配慮しつつ、国民の生涯にわたる健全な食生活の実現を目指した施策を講じる。

#### ②食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動等を通じ、自然に感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

#### ③食育推進運動の展開

国民や民間団体等の自発的意思を尊重するとともに、多様な主体の参加と連携・協力で立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

#### ④子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育、保育関係者等の意識向上を図り、子どもが楽しく食について学ぶ取組が積極的に推進されるよう施策を講じる。

#### ⑤食に関する体験活動と食育推進活動の実践

多くの国民が食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加するとともに意欲的に食育の活動を実践できるよう施策

を講じる。

## ⑥我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進や都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

## ⑦食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係事業者、消費者等の間の情報・意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

### (目標)

食育の推進の目標については、食育を国民運動として推進するためにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して第2次基本計画に基づく取組を推進する観点から11の定量的な目標が定められている。具体的には、①食育に関心を持っている国民の割合の増加、②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加、③朝食を欠食する国民の割合の減少、④学校給食における地場産物を使用する割合の増加、⑤栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加、⑥内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加、⑦よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加、⑧食育の推進に関わるボランティアの数の増加、⑨農林漁業体験を経験した国民の割合の増加、⑩食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加、⑪推進計画を作

成・実施している市町村の割合の増加、の11項目である。

このうち、第2次基本計画で新たに設けられたのは、②、⑥、⑦、⑨で、⑩、⑪については目標値のみが改訂された。

### (食育の総合的な促進)

食育の総合的な促進については、7項目にわたる国の取り組むべき基本施策を取りまとめ、地方公共団体等もその推進に努めることとされている。

#### ①家庭における食育の推進

家庭において、食育に関する理解が進むよう、(i)「子どもの基本的な生活習慣の形成」、(ii)「望ましい食習慣や知識の習得」、(iii)「妊産婦や乳幼児に関する栄養指導」、(iv)「子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進」の各施策に取り組むこととしている。

#### ②学校、保育所等における食育の推進

学校、保育所等において、家庭や地域と連携を深めつつ、十分な食育がなされるよう、(i)「食に関する指導の充実」、(ii)「学校給食の充実」、(iii)「食育を通じた健康状態の改善等の推進」、(iv)「保育所での食育推進」の各施策に取り組むこととしている。

#### ③地域における食育の推進

地域においては、生活習慣病を予防し、地域における食生活の改善が図られるよう、(i)「栄養バランスが優れた日本型食生活の実践」、(ii)「食育ガイド」(仮称)等の活用促進、(iii)「専門的知識を有する人材の養成・活用」、(iv)「健康づくりや医学教育等における食育推進」、(v)「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」、(vi)「歯科保健活動における食育推進」、(vii)「高齢者に対する食育推進」、(viii)「男性に



対する食育推進」、(ix)「食品関連事業者等による食育推進」の各施策に取り組むこととしている。

このうち、第2次基本計画で新たに設けられたのは、(v)、(vi)、(vii)、(viii)である。

#### ④食育推進運動の展開

食育推進の国民運動としての展開方策については、(i)「食育推進運動展開における連携・協力体制の確立」、(ii)「食育に関する国民の理解の増進」、(iii)「ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等」、(iv)「食育月間及び食育の日の設定・実施」、(v)「運動に資する情報の提供」の各施策に取り組むこととしている。

#### ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等の方策としては、(i)「都市と農山漁村の共生・対流の促進」、(ii)「子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供」、(iii)「農林漁村コミュニティの維持再生」、(iv)「農林漁業者等による食育推進」、(v)「地産地消の推進」、(vi)「バイオマス利用と食品リサイクルの推進」の各施策に取り組むこととしている。

このうち、第2次基本計画で新たに設けられたのは、(iii)である。

#### ⑥食文化の継承のための活動への支援等

食文化の継承のための活動への支援としては、(i)「ボランティア活動等における取組」、(ii)「学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用」、(iii)「専門調理師等の活用における取組」、(iv)「関連情報の収集と発信」の各施策に取り組むこととしている。

#### ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

食品の安全性等に関しては、国民の適切な食生活の選択に資するとともに、食育の全般的な推進に資するため、(i)「世代区分等に応じた国民の取組の提示」、(ii)「基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供」、(iii)「リスクコミュニケーションの充実」、(iv)「食品の安全性や栄養等に関する情報提供」、(v)「食品表示の適正化の推進」、(vi)「地方公共団体等における取組の促進」、(vii)「食育の海外展開と海外調査の推進」、(viii)「国際的な情報交換等」の各施策に取り組むこととしている。

このうち、第2次基本計画で新たに設けられたのは、(i)である。

#### (必要な事項)

上記に加えて、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、①「多様な関係者の連携・協力の強化」、②「地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進」、③「世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握」、④「推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用」、⑤「基本計画の見直し」の5項目が定められている。

このうち、第2次基本計画で新たに設けられたのは、②における、都道府県及び市町村は、「地域において多様な関係者の連携・協力の下、食育を推進する中核となる人材育成を検討」する旨の記述である。

## 第2次食育推進基本計画の主な検討経過

- ◇第2期・第4回食育推進評価専門委員会（平成22年4月26日）
  - ・第2次食育推進基本計画策定のための議論
  
- ◇第2期・第5回食育推進評価専門委員会（平成22年7月29日）
  - ・第2次食育推進基本計画策定のための議論
  
- ◇第2期・第6回食育推進評価専門委員会（平成22年12月21日）
  - ・第2次食育推進基本計画の骨子（案）についての議論
  
- 食育推進会議（平成23年2月4日）
  - ・第2次食育推進基本計画の骨子（案）の決定
  
- ◇国民から第2次食育推進基本計画の骨子（案）に対する意見募集  
（平成23年2月8日～2月21日）
  
- ◇第2期・第7回食育推進評価専門委員会（平成23年3月1日）
  - ・第2次食育推進基本計画（案）についての議論
  
- 食育推進会議（平成23年3月31日）
  - ・第2次食育推進基本計画の決定

## 「第2次食育推進基本計画」について

- 食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議（総理（会長）、関係閣僚、民間有識者で構成）が作成
- 平成18年3月に最初の計画を策定（平成18年度から22年度まで）、今回は平成23年度から27年度までの5年間について定める。

### ○新しい計画のポイント（現行計画との主な違い）

■（コンセプト）「周知」から「実践」へ

■「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」を掲げる。

- ①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

### ○新しい計画の概要（下線部は新規部分）

#### 【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題 (1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
2. 基本的な取組方針 (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 (2)食に関する感謝の念と理解 (3)食育推進運動の展開 (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

#### 【第2 食育の推進の目標に関する事項】（目標値：平成27年度までの達成を目指すもの）

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加《現状値》70.5%⇒《目標値》90%以上
- (2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加《現状値》朝食＋夕食＝週平均9回⇒10回以上
- (3)朝食を欠食する国民の割合の減少《現状値》子ども1.6%、20歳代～30歳代男性28.7%  
⇒《目標値》子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下
- (4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上
- (5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加《現状値》50.2%⇒60%以上
- (6)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加《現状値》41.5%⇒《目標値》50%以上
- (7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加《現状値》70.2%⇒80%以上
- (8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上
- (9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加《現状値》27%⇒《目標値》30%以上
- (10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加《現状値》37.4%⇒90%以上
- (11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加《現状値》40%⇒100%

#### 【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進（「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加）
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加）
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（「世代区分等に応じた国民の取組の提示（「食育ガイド」（仮称）の作成・公表）」の記述を追加）

#### 【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協力の強化
2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進（「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加）
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

## 「食」に関する将来ビジョン～生涯食育社会の構築に向けて～

平成22年12月、政府では「『食』に関する将来ビジョン」を策定しました。このビジョンでは、日本の「食」が持っている可能性を最大限引き出すための10のプロジェクトを打ち出し、今後は政府全体でその実現を目指すこととしています。

このプロジェクトの一つとして、全ての世代、様々な立場の人々が参加する「生涯食育社会」の構築を目指すこととしています。

生涯食育社会を実現するためには、子どもからお年寄りまで全ての人々が、食育を難しいものと考えず、「食について知らないことを学ぶ」、「自分の知っていることを教える」、「学ぶ・教える過程に協力する」という姿勢を持ち、できることから始めることが第一歩です。

一人一人が自分に合った形で食育に参加することで、例えば食卓での家族団らんとそこでのしつけ、地場産物を使った給食、農林漁業体験、地域の季節行事など様々な機会に食や農に触れ、考えることにより、生きる上での知識や力を身に付けたり、健康で豊かな生活を実現する、そのような社会の実現を目指しています。

生涯食育社会の構築に向け、新たな食育推進基本計画の下、国や地方自治体とともに様々な立場の関係者が一体となって取り組んでいくことが期待されます。

なお、「『食』に関する将来ビジョン」については農林水産省のホームページ ([http://www.maff.go.jp/j/study/syoku\\_vision/index.html](http://www.maff.go.jp/j/study/syoku_vision/index.html)) を御覧ください。

